

札幌市環境局環境都市推進部 発表

Press Release



1. 水と森と空気から考える、みらい
2. エネルギーから考える、みらい
3. ごみと資源から考える、みらい
4. いのちから考える、みらい

発表日 2021年1月25日

**「建築物環境配慮制度（CASBEE 札幌）の一部改正案」に対する
パブリックコメントを実施します！**

札幌市では、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、独自の建築物環境配慮指針を定め、一定規模以上の建築物の新築・増改築を行う建築主に対し、建築物の環境配慮に関する計画書の提出を義務付けるとともに、その内容を札幌市の公式ホームページで公表する、建築物環境配慮制度（CASBEE 札幌）を実施しています。

令和3年4月1日より、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が改正され、新築・増改築での省エネ基準への適合義務が延べ床面積300㎡以上の建築物に拡大し、延べ床面積300㎡未満の住宅・建築物の建築士による建築主への省エネ性能の説明が義務化されます。

なお、札幌市の現状として、延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満の中規模の建築物の省エネ性能は、国の求める省エネ基準の適合率が全国平均と比べ、とても低い状況にあるところです。

そこで、建築物省エネ法が改正された趣旨を踏まえ、札幌市独自の建築物環境配慮制度の強化が必要であると考え、建築物環境配慮計画書の提出範囲を定める「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」改正案について、パブリックコメントを実施します。

[改正案の概要]

- ・新築・増改築時に建築物環境配慮計画書の提出の対象となる建築物の延べ床面積（増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積）を300㎡以上に拡大します（任意での届出ができる対象は延べ床面積10㎡超300㎡未満に変更）
- ・延べ床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物の建築物環境配慮計画書について、CASBEE 札幌による評価に代えて、建築物省エネ法に基づく届出の写しの提出のみに簡素化します

意見募集期間

令和3年（2021）1月25日（月）～2月26日（金）【必着】

意見の提出方法

札幌市ホームページ（1月25日に公開）に掲載、又は各区役所等に配架する意見募集用資料をお読みいただき、以下の方法でご意見をお寄せください。

【電子メール】

kan.energy@city.sapporo.jp あて送信してください。

【郵送・FAX・持参】

以下の担当課あて送付・持参してください。

※意見募集用資料に添付の意見用紙をご利用ください。

意見募集用資料の配布場所

札幌市役所本庁舎（12階環境局環境都市推進部環境エネルギー課、2階市政刊行物コーナー）、各区役所（総務企画課広聴係）

※以下ホームページでも意見募集用資料が閲覧できます。（1月25日に公開）

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/public_comment/public_comment_2020.html

札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 堤、野村
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階南
TEL：011-211-2872 FAX：011-218-5108